

# 憲法9条問題

9条の憲法解釈の変更

限定的集団的自衛権の行使は9条に反して違憲か?

最高裁はどう言っているのか?

1959年 砂川事件判決

**争点** 日米安保条約・在日米軍の合憲性が問われた事件

◆判決は「自衛のための措置」はとりうる  
→集団的自衛権は明示せずとも、否定していない。

◆判決は安全保障の方式・手段は「国際情勢の実情に即応して適当と認められるものを」選択できると  
→もともと集団的自衛権の行使を定めた日米安保条約だから、情勢の変化で片務性を双務性(日本の集団的自衛権の行使)にも変えられることも認められている余地があるのでは。

◆判決は、日米安保条約は高度の政治性を有するから一見して明白に違憲でない限り内閣・国会、最後は国民の判断に委ねられると(統治行為論)つまり、最高裁は憲法判断を回避して、合憲・違憲問題は発生しないと

**結論** 最高裁は少なくとも違憲とは言っていない。

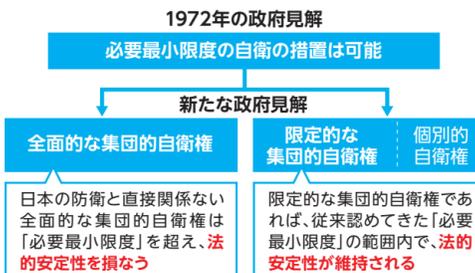
## 集団的自衛権の説明の変遷

1972年の政府見解 (10月14日)	集団的自衛権の行使は、憲法上許されない	✗
「安保法制懇」報告書 (2014年5月15日)	個別的または集団的を問わず自衛のための実力の保持は禁止されていない(※このほか限定的な容認も明記)	◎ 全面容認
昨年7月1日の閣議決定	(自衛のための)「必要最小限度」の中に集団的自衛権の行使も含まれる	○ 限定容認
6月9日の政府見解	国際法上集団的自衛権の行使として認められる他国を防衛するための武力の行使それ自体ではなく、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るため(中略)やむを得ない必要最小限度の自衛の措置に限られる	○ 限定容認

## 法的安定性に欠けるのでは?

**定義** 法律の内容が確定しており、国民もこれを規範にして安心信頼して行動ができる状態

## 政府が考える法的安定性のイメージ



## 5 PKO協力法改正

### PKO参加5原則



**任務の拡大**

- ・停戦監視
- ・被災地救援
- ・安全確保業務
- ・駆けつけ警護

### PKO協力法改正

国際連携平和安全活動

- ・治安維持や駆けつけ警護など任務拡大
- ・国連以外の人道復興、支援活動

治安維持活動



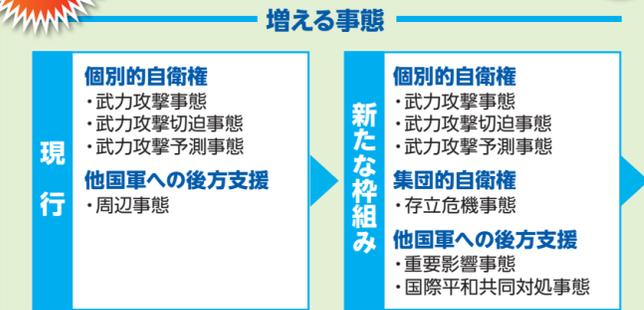
## 1 平和安全法制のポイント

- 平和安全法制整備法案(現行10法を改正する一括法)
- ◆自衛隊法 → 自衛隊による在外邦人救出などを可能に
  - ◆武力攻撃・存立危機事態法(武力攻撃事態法から改称) → 集団的自衛権行使を可能に
  - ◆重要影響事態法(周辺事態法から改称) → 重要影響事態での他国軍への後方支援拡充
  - ◆国連平和維持活動(PKO)協力法 → PKO類似の「国際連携平和安全活動」への参加。駆けつけ警護など任務拡大
  - ◆国際平和支援法案(新法) → 国際的な紛争に対処する多国籍軍の後方支援

## 2 平和安全法制に盛り込まれた自衛隊活動



## 3 武力攻撃・存立危機事態法改正



## 存立危機事態

=限定的・集団的自衛権が行使できる事態

我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態。

### 自衛隊法88条 武力行使の新3要件

- 1 密接な関係にある他国への攻撃で、我が国の存立が脅かされ、国民の権利が根底から覆される明白な危険がある事態
- 2 他に適当な手段がない
- 3 必要最小限度の武力行使にとどめる

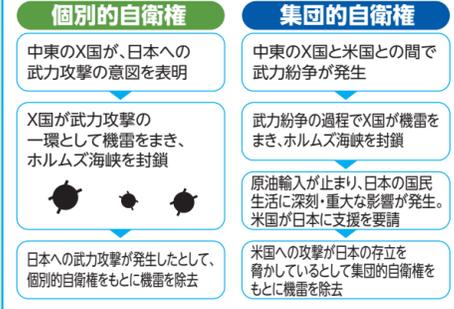
### 安倍首相が示した朝鮮半島を巡る存立危機事態の認定基準

認定の可否	首相答弁のポイント
✗	重要影響事態と認定し、日本は(米軍の)後方支援
✗	ある国が「火の海に」など、武力攻撃は発生しておらず、自衛権は行使できない
○	日本のミサイル防衛能力の一角を崩そうとする可能性があり、国の存立が危うくなると判断することもありうる

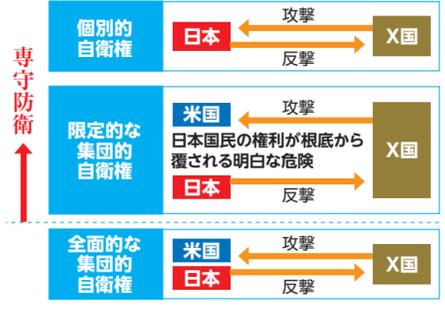
### 必要最小限度の武力行使として 政府が想定する集団的自衛権行使の例

紛争中の事例	認定可否	理由
中東での紛争中にホルムズ海峡にまかれた機雷の除去	○	空爆や地上部隊の派遣
北朝鮮の弾道ミサイル発射を警戒しているイージス艦の防護	○	防護
韓国から退避する日本人を乗せた米輸送艦の防護	○	防護
北朝鮮に武器を運び込む不審船の強制検査	○	停船検査

### ホルムズ海峡の機雷封鎖で想定される日本政府の対応



### 政府が説明する 集団的自衛権と専守防衛との関係



## 6 国際平和支援法 新法

### 国際平和共同対処事態

- 1 国際社会の平和安全を脅かす事態
- 2 国際社会が脅威を除去する共同活動
- 3 我が国も積極的に寄与する必要



### 後方支援活動

- ・協力支援活動(補給・輸送・医療業務など。弾薬提供も。しかし、武器の提供はできない)
- ・捜索救助活動
- ・船舶検査活動

### 重要影響事態と国際平和共同対処事態の異同

	重要影響事態	国際平和共同対処事態
目的	日本の平和及び安全の確保	国際社会の平和及び安全の確保
支援活動	補給や輸送、医療などの後方支援	
国会承認	原則事前承認(緊急時の事後承認可能)	例外なく事前承認
国連決議	不要	必要

### 武力行使との「一体化」の回避

- 現行
- 1 現に戦闘行為が行われていない
  - 2 活動期間を通じて戦闘行為が行われることがない
- 新法
- 1のみ。2は削除。

### 自衛隊のリスクは増大では?

「戦闘行為が発生しないと見込まれる場所」に限るようにして運用面で安全を確保する

## 4 重要影響事態法改正

### 重要影響事態

- ・そのまま放置すれば我が国に対する直接的武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態。「わが国周辺」を削除。(例)南シナ海での米国と他国との武力衝突。日本へのミサイル攻撃の示唆のみ。
- ・認定にあたり、「当事者の意思や能力」「事態の発生場所や規模」「日本に戦渦が及ぶ可能性」などを総合的に勘案して判断。

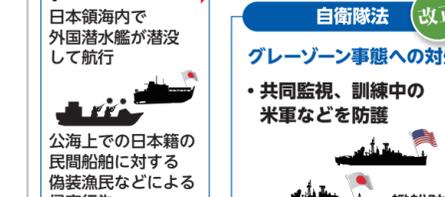
周辺事態法	重要影響事態法案
国会答弁で事実上、日本の周辺に限定	地理的な制約なし
対象 米軍のみ	米軍に加え「国連憲章の目的達成に寄与する活動を行う外国の軍隊」
内容 燃料補給、医療支援など	弾薬の提供、戦闘機への空中給油が新たに可能に

### 後援支援活動

- ・補給・輸送・医療・通信業務の他に弾薬提供、船舶防護
- ・捜索救助活動
- ・船舶検査活動「船舶検査活動法」改正
- ・その他必要な措置

## 7 グレーゾーン事態

- 有事ではないが警察・海上保安庁では不安
- グレーゾーン事態の主な例
- ・電話閣議で自衛隊出動承認(治安出動・海上警備活動)
  - ・法整備は見送り → 軍事衝突に発展する危険性が高まる
  - ・日本側が事態をエスカレートさせたとの口実に
  - ・※東シナ海で想定



※出典:読売新聞2015年7月17日/2015年5月27日~7月31日記事より引用